

「令和8年度、9年度、10年度自衛艦等の中間修理等（入きよを伴う工事を除く。）」の契約希望者募集要項（公募）

「令和8年度、9年度、10年度自衛艦等の中間修理等（入きよを伴う工事を除く。）」の契約について、公募を実施するので参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（ 公 募 実 施 権 者 ）
契 約 担 当 官 等
海上自衛隊横須賀地方総監部
経 理 部 長 中 川 純

記

1 調達品目

自衛艦等の中間修理等（入きよを伴う工事を除く。）

対象艦及び工事・修理区分等については別紙第1、別紙第2のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
- （5）応募時点で有効な防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」

の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者

- (6) 当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時までには有することができる者

ア 海上自衛隊が発行する「自衛艦工作基準に基づく溶接工技量資格」の保有
イ 不具合発生時における、迅速かつ継続的な対応態勢

- (7) 修理基盤を横須賀警備区内（本公示における「警備区」とは、自衛隊施行令（昭和29年政令第179号）別表第4に定める警備区とする。ただし、北海道及び青森県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から270度に引いた線と青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から90度に引いた線との間にある北海道及び青森県の沿岸海域とする区域を横須賀警備区から除く。）に有していること。

- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入もしくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 参加表明書及び技術資料等の提出

- (1) 応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）、及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

イ 前項に示す資格要件を証する書類

（ア）所有している設備機材一覧及び同機材の検査証明

（イ）溶接技能等に関する公的機関からの資格証明

ウ 過去5年間における最新の自衛艦等の中間修理等（入きょを伴う工事を除く。）における検査・修理実績（実績が無い場合は省略可）

エ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

オ 下請企業に役務の一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び、委託する業務によっては、第2項（6）に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付すること。

ただし、次の場合は、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。

- (ア) 同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、横須賀地方総監部経理部長に提出されている場合は、参加表明書（書式は別紙様式のとおり。）に公示番号及び提出した技術資料を記載することにより、当該資料の提出を省略することができる。
- (イ) 過去5年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更がない旨の書面をもって代えることができる。
- (ウ) 過去5年以内に提出した技術資料のうち、部分的に変更がある場合は、変更があった部分の技術資料をもって代えることができる。
- (エ) 他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。
- (2) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。
- (3) 提出先
海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係
〒238-0046
神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
046-822-3500（内線2255）
- (4) 提出期間
令和8年2月12日（木）～令和8年3月4日（水）
なお、上記の期間に係わらず新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該公募に係る調達要求が既済となっている可能性がある。
- (5) 提出方法
直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。
- (6) 提出部数
参加表明書2部、技術資料1部

4 技術資料等の審査等

- (1) 技術資料等の提出者は、技術審査を実施する横須賀造修補給所の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合には、

協力しなければならない。

- (2) 技術資料等の提出者は、技術審査を実施する横須賀造修補給所の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は応募にあたり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。
- (4) 資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用

は、応募者の負担とする。

- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出書類は、他の目的に使用しない。
- (7) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、応募者は速やかに変更の届出をしなければならない。
- (8) 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (9) 資料の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。
- (10) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

【 記 入 例 】

令和〇年〇月〇日

契約担当官等
横須賀地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇(株)
代表取締役社長 〇〇 〇〇
代理 〇〇〇〇(株)
〇〇 部 長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

横監公示第 1 0 0 3 号（令和 8 年 2 月 1 2 日）

1 応募対象艦

番号	艦 種	対象艦船等	備 考
〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

2 応募工事・募集区分

工事区分	工事名称	募集区分		備 考
		中修	修理等	
〇	〇〇〇〇	〇	〇	

（注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。）

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 〇〇〇〇（横監公示第〇〇号（〇〇．〇〇．〇〇）において提出済）
3 〇〇〇〇〇〇〇

応募対象艦船等

番号	艦種	対象艦船等	番号	艦種	対象艦船等
1	DD	あさぎり型	26	TV	かしま型
2	DD	むらさめ型	27	TV	はたかぜ型
3	DD	たかなみ型	28	TV	あさぎり型
4	DD	あきづき型	29	TSS	おやしお型
5	DD	あさひ型	30	ATS	くろべ型
6	DDG	こんごう型	31	ATS	てんりゅう型
7	DDG	あたご型	32	AMS	ひうち型
8	DDG	まや型	33	AGS	にちなん型
9	DDH	ひゅうが型	34	AGS	しょうなん型
10	DDH	いずも型	35	AGS	あかし型
11	DE	あぶくま型	36	AOS	ひびき型
12	SS	おやしお型	37	ARC	むろと型
13	SS	そうりゅう型	38	ASR	ちはや型
14	SS	たいげい型	39	ASR	ちよだ型
15	MSO	あわじ型	40	DSRV	深海潜水救難艇
16	MSC	すがしま型	41	ASY	はしだて型
17	MSC	ひらしま型	42	AGB	しらせ型
18	MSC	えのしま型	43	FFM	もがみ型
19	PG	はやぶさ型			
20	MST	うらが型			
21	LST	おおすみ型			
22	LCAC	エアクッション艇			
23	AOE	とわだ型			
24	AOE	ましゅう型			
25	ASE	あすか型			

・各艦種、対象艦船等には、横須賀在籍以外の艦艇を含む。

工事・修理区分

工事 区分	工事名称	修理区分		工事 区分	工事名称	修理区分	
		1	2			1	2
		中 修	修 理 等			中 修	修 理 等
水上艦				M-13	付属装置	○	○
1 船体の部				M-14	減速装置	○	○
H-1	船殻強度構成部	○	○	M-15	軸系	○	○
H-2	重量物支持部	○	○	M-16	可変ピッチプロペラ変節装置	○	○
H-3	腐食箇所	○	○	M-17	付属装置	○	○
H-4	甲板開口	○	○	M-18	舵取機	○	○
H-5	揚錨、えい航、係留装置	○	○	M-19	補機原動機	○	○
H-6	揚艇機（電動式）	○	○	M-20	ポンプ	○	○
H-7	揚貨機	○	○	M-21	空気ポンプ	○	○
H-8	洋上補給装置（スライディングパッド式固定式）	○	○	M-22	特殊補機	○	○
H-9	交通装置	○	○	M-23	諸管装置	○	○
H-10	諸管装置	○	○	M-24	諸管	○	○
H-11	通風装置	○	○	M-25	ガス排出管、消音器及び伸縮継手	○	○
H-12	舷外甲板ぎ装	○	○	M-26	諸弁	○	○
H-13	火薬庫ぎ装	○	○	M-27	その他	○	○
H-14	冷暖房装置	○	○	M-28	置きタンク類及び同付着装置	○	○
H-15	冷凍装置	○	○	M-29	こし器	○	○
H-16	居住関係機器	○	○	M-30	空気だめ	○	○
H-17	汚物処理装置	○	○	M-31	通風路等	○	○
H-18	航空機関連ぎ装	○	○	M-32	諸計器	○	○
H-19	減揺装置	○	○	M-33	吹鳴装置	○	○
H-20	マスカーク装置	○	○	M-34	安全装置	○	○
H-21	一般ぎ装	○	○	M-35	保護亜鉛及び保護軟鋼	○	○
H-22	ボート及び救命装置	○	○	M-36	蒸気タービン主機（復水器及び制御装置等を含む。）	○	○
H-23	潜水装置	○	○	M-37	蒸気タービン補機	○	○
H-24	揚降装置	○	○	M-38	主ボイラ（制御装置を含む）	○	○
H-25	液体廃棄物処理装置	○	○	M-39	主補助蒸気管系	○	○
H-26	観測器材移送装置	○	○	M-40	主補蒸気弁及び蒸気こし	○	○
H-27	ケーブル器材用昇降装置	○	○	M-41	スラスタ装置	○	○
H-28	揚塔装置	○	○	M-42	搭載艇等	○	○
H-29	共用油圧動力装置及び共有油圧関連機器	○	○	M-43	S 4 Y型機関	○	○
2 機関の部				M-44	S 6 Y型機関	○	○
M-1	ディーゼル主機	○	○	M-45	6 NMU型機関	○	○
M-2	給気ポンプ	○	○	3 電気の部			
M-3	直結ポンプ	○	○	E-1	発電機及び付属装置	○	○
M-4	付属装置Ⅰ	○	○	E-2	配電盤及び付属装置	○	○
M-5	付属装置Ⅱ	○	○	E-3	電源監視制御装置	○	○
M-6	付属装置Ⅲ	○	○	E-4	発電機原動機側制御装置	○	○
M-7	ガスゼネレータ	○	○	E-5	艦外受電装置	○	○
M-8	出力タービン	○	○	E-6	電動発電機及び付属装置	○	○
M-9	燃料供給装置	○	○	E-7	静止形電力変換装置	○	○
M-10	燃料制御装置	○	○	E-8	充放電装置	○	○
M-11	吸気箱、エンクロージャ、台板	○	○	E-9	変圧器	○	○
M-12	諸系統付属機器	○	○	E-10	照明電灯装置	○	○

工事 区分	工事名称	修理区分		工事 区分	工事名称	修理区分	
		1	2			1	2
		中 修	修 理 等			中 修	修 理 等
E-11	信号探照灯装置	○	○	E-55	自動艦位保持装置	○	○
E-12	電気信号灯装置	○	○	E-56	海洋観測艦ケーブル巻上装置	○	○
E-13	特殊標識灯装置	○	○	E-57	監視テレビ装置（その2）	○	○
E-14	動力電熱装置	○	○	E-58	昇降装置（ケーブル器材昇降装置）	○	○
E-15	通信装置	○	○	E-59	昇降装置（観測器材昇降装置）	○	○
E-16	計測監視装置	○	○	E-60	M1A型ガスタービン発電装置付属電気機器	○	○
E-17	機関自動監視記録装置	○	○	E-61	M1A型ガスタービン発電装置付属電気機器	○	○
E-18	速力回転通信記録装置	○	○	E-62	可変ピッチプロペラ	○	○
E-19	応急監視制御装置	○	○	E-63	スラスト	○	○
E-20	電話装置	○	○	E-64	外部電源防食装置	○	○
E-21	統合音声通信装置	○	○	E-65	視聴覚装置	○	○
E-22	コードレス電話装置	○	○	E-66	搭載艇等機関電装品	○	○
E-23	機械室交話装置	○	○	潜水艦			
E-24	艦内情報処理装置	○	○	（1） 船体系			
E-25	I T V装置	○	○	S H-1	船殻	○	○
E-26	機関制御監視記録装置	○	○	S H-2	主要機器台	○	○
E-27	ガスタービン主機付属電気機器	○	○	S H-3	隔壁及びタンク	○	○
E-28	ディーゼル主機操縦装置	○	○	S H-4	舵	○	○
E-29	スチームタービン主機操縦装置	○	○	S H-5	操舵装置	○	○
E-30	主ボイラ制御装置	○	○	S H-6	揚錨・被えい航及び溪流装置	○	○
E-31	減速装置制御装置	○	○	S H-7	戸、ハッチ、マンホール	○	○
E-32	補機（補助ボイラ、造水装置等）	○	○	S H-8	バラストタンク注排水装置	○	○
E-33	雑装置（バイパスドア、通風ダンパ）	○	○	S H-9	油圧装置	○	○
E-34	操艦関連装置	○	○	S H-10	一般海水管装置	○	○
E-35	揚錨・係留装置	○	○	S H-11	その他の諸管装置	○	○
E-36	揚艇機及び揚貨機	○	○	S H-12	冷却装置	○	○
E-37	洋上補給装置	○	○	S H-13	空気浄化装置	○	○
E-38	諸管装置	○	○	S H-14	スノーケル給気装置	○	○
E-39	冷凍・冷暖房装置	○	○	S H-15	通風装置	○	○
E-40	航空機関係	○	○	S H-16	艦外救難空气管装置	○	○
E-41	潜水救難装置	○	○	S H-17	脱出装置	○	○
E-42	減揺装置	○	○	S H-18	武器に関するぎ装	○	○
E-43	その他の装置（扉開閉装置、マスク装置他）	○	○	S H-19	外部ぎ装	○	○
E-44	特殊電源装置	○	○	S H-20	居住関係機器	○	○
E-45	航空機用電源装置	○	○	S H-21	内部ぎ装	○	○
E-46	スラスタ用電源装置	○	○	S H-22	固定斉備	○	○
E-47	電気推進装置	○	○	（2） 機関係			
E-48	O A機器（艦船計画、艦内要務処理他）	○	○	S M-1	主機	○	○
E-49	電路装置	○	○	S M-2	潤滑油装置	○	○
E-50	艦橋コードレス電話装置	○	○	S M-3	清水及び海水冷却装置	○	○
E-51	艦上救難コードレス電話装置	○	○	S M-4	燃料油装置	○	○
E-52	多用途支援艦統合艦橋システム（ジャイロコンパスを含む。）	○	○	S M-5	吸排気装置	○	○
E-53	自動交換電話	○	○	S M-6	熱交換機	○	○
E-54	D S R V補給整備装置	○	○	S M-7	起動操縦装置	○	○

工事 区分	工事名称	修理区分		工事 区分	工事名称	修理区分	
		1	2			1	2
		中 修	修 理 等			中 修	修 理 等
S M-8	調速装置	○	○	3 潜水の部 (D S R V)		○	○
S M-9	軸系付属装置	○	○	(1) 船体系			
S M-10	補機	○	○	S H-1 船殻		○	○
S M-11	操舵装置	○	○	S H-2 諸タンク		○	○
S M-12	排出管全体装置	○	○	S H-3 操舵装置		○	○
S M-13	諸管装置	○	○	S H-4 係留装置		○	○
S M-14	雑装置	○	○	S H-5 戸、ハッチ及び窓		○	○
S M-15	高压空気製造装置	○	○	S H-6 バラストタンク注水装置		○	○
S M-16	スターリング機関発電装置	○	○	S H-7 バラストタンク排水装置及び救難室加減圧装置		○	○
(3) 電気系				S H-8 油圧管装置		○	○
S E-1	主蓄電池	○	○	S H-9 注排水、移水管装置		○	○
S E-2	主蓄電池制御盤	○	○	S H-10 冷房装置		○	○
S E-3	蒸留水装置	○	○	S H-11 空気清浄装置及び応急呼吸装置		○	○
S E-4	電池冷却装置	○	○	S H-12 ハロン消化装置		○	○
S E-5	電解液かくはん装置	○	○	S H-13 トリムヒール調整装置		○	○
S E-6	管理計測装置	○	○	S H-14 一般装備品		○	○
S E-7	水素ガス吸収装置	○	○	S H-15 外部ぎ装		○	○
S E-8	排気通風装置	○	○	S H-16 ぎ装品一般		○	○
S E-9	主電動機	○	○	S H-17 バラスト及び浮力材		○	○
S E-10	主制御装置	○	○	(2) 電気系			
S E-11	電動送風機装置	○	○	S E-1 D S R V主蓄電池装置		○	○
S E-12	発電機装置	○	○	S E-2 D S R V主配電盤装置		○	○
S E-13	発電機制御装置	○	○	S E-3 D S R V推進電動機装置及び制御装置		○	○
S E-14	気中遮断器盤	○	○	S E-4 D S R V二次電源装置		○	○
S E-15	二次電源装置	○	○	S E-5 D S R V動力電源装置		○	○
S E-16	照明電灯及び航海灯装置	○	○	S E-6 D S R V通信電源装置		○	○
S E-17	動力電熱装置	○	○	S E-7 D S R V照明電灯装置		○	○
S E-18	電気式制御装置	○	○	S E-8 D S R V動力電熱装置		○	○
S E-19	通信装置	○	○	S E-9 D S R V電気式制御装置		○	○
S E-20	電路装置	○	○	S E-10 D S R V通信装置		○	○
3 潜水の部 (P T C)				S E-11 D S R V電路装置		○	○
(1) 船体系				S E-12 D S R V試験装置		○	○
S H-1	船殻	○	○	S E-13 D S R V総合チェックアウト装置		○	○
S H-2	ぎ装	○	○		以下余白		
S H-3	P T C呼吸装置	○	○				
S H-4	P T C温水供給装置	○	○				
S H-5	D S R V油圧供給・換気装置	○	○				
S H-6	P T C緩衝器シリンダ	○	○				
(2) 電気系							
S E-1	電源装置	○	○				
S E-2	照明装置	○	○				
S E-3	動力電熱装置	○	○				
S E-4	通信装置	○	○				
S E-5	電路装置	○	○				